

BTMU Global Business Insight

EMEA & Americas

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

July 15, 2016

I. 英国：Brexit への法務面からの対処	... 2
アシャースト法律事務所 英国法弁護士 シニア・アソシエイト 安達 知彦	
II. 米国：カリフォルニア州の最低賃金引き上げ	... 5
Philosophy LLC 代表 山口 憲和	
III. イラン経済の動向（経済制裁解除後を見据えて）	... 9
公益財団法人 国際通貨研究所 経済調査部 主任研究員 志波 和幸	

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

I. 英国 : Brexit への法務面からの対処

はじめに

英国の欧州連合（EU）残留・離脱を問う国民投票は、52%対 48%で離脱という結果が出ました。EU 離脱のプロセスや課題が現実的な問題となった今、企業に対してどのような影響が予想されるか、また、その対応策を法務面から考察します。

離脱の通知はいつ行う？

英国の EU 離脱は、英国が EU 基本条約（リスボン条約）第 50 条に基づき EU に対して離脱の通知を行うことから始まります。条約上は、通知を行った日から離脱協定の交渉が行われます。この交渉期間は原則として 2 年間とされており、期間内に離脱協定が締結されない場合には、他の EU 全加盟国の同意がない限り、通知から 2 年後に英国は EU から離脱することになります。

しかしながら、EU 基本条約には英国が離脱の通知そのものをいつ行わなければならないかについては明記されていません。EU 首脳らは速やかな通知と離脱協定交渉の開始を求めています。通知のタイミングに関しては条約上の枠組みがないため、離脱が実行されるのが、2016 年に通知を行うことにより 2 年後の 2018 年になるのか、または通知やその後の交渉が長引き 2020 年代にまでずれ込むのか、現時点では不透明です。

一法律家としての筆者個人の意見としては、離脱交渉をまとめ、EU 組織と加盟国の承認を得て、最終的な離脱協定に至るためには（また、並行して対 EU、対第三国との協定をまとめるには）、2 年間という期間はたいへん短く、期間延長は不可避であると考えます。なお、離脱協定が発効されるまでの間は、英国は EU の加盟国であり続け、現状の法的な枠組みに変化はありません。最終的に離脱協定や新たな貿易協定が締結されたとしても、当面の混乱を避けるために、既存の制度を一定期間温存・適用する措置が採用される可能性も高いと考えられます。

影響を受ける分野の洗い出し

離脱後の英国と EU 間の枠組みに関しては、自由貿易協定（FTA）型、世界貿易機関（WTO）型などさまざまなモデルが議論されていますが、現時点では何も決まっていません。企業としては、どのような枠組みになろうとも、第一のステップとして、企業活動の何がどの程度「英国の EU 加盟」を前提としているか、またそれに依拠しているかという現状把握を行うことが必要でしょう。その上で、ビジネス上当面は様子見で構わない事項と、変更の履行に時間がかかり早急に手当てを開始すべき事項とを見極め、必要な施策を実行していくことになると考えます。以下、法務面で予想される代表的なインパクトを考察します。

1. EU 統一市場へのアクセス

企業活動がどの程度 EU 統一市場に関係しているかの割り出しが必要となる。金融機関や保険会社には、ある EU 加盟国でライセンスを受けていれば、他の EU 加盟国でも営業活動を行うことができるパスポー

ト制度があるが、これも影響を受ける。また、製造業や流通業は関税などの変更への対応が必要である。ある金融機関は、ロンドンからアイルランドに機能の一部を移す準備をしていると報道されている。

2. 労働ビザ

難民や経済移民の制限が英国の国民投票における重要な争点の一つであったことから、労働者の移動の自由に対して英国独自で何らかの制限を設けるのではないかと考えられる。EU加盟国出身者に対する労働ビザ制度の導入に備え、自社のEU加盟国出身者の把握、英国人社員がEU域内で働いているケースの把握が必要である。また、プロスポーツ選手の雇用やアーティストの興行も影響を受ける。

3. 為替レートと資産

ポンド/ドル、ユーロ、円などの為替レートの変動が激しくなり、またヘッジなしの場合、原材料などの購入でポンド建て費用がかさみ、英国企業の資産価値に悪影響を与えることが予想される。また、格付けが引き下げられたり融資契約上のデフォルトを引き起こしたりする可能性がある。

4. EU/英国からの補助金

英国ではなく、EUから直接事業に対する補助金を受けている場合、補助金がカットされる可能性への準備が必要である。逆に、EU競争法上制限されている、英国企業向けの直接・間接的な英国独自の補助・支援が可能となる機会の浮上も考えられる。

5. 企業の合併・買収 (M&A)

ターゲットが英国企業であった場合、将来的なEU市場へのアクセスが制限されることになるという、バリュエーションへの影響が予想される。反対に、必要以上に評価の下がった企業に対する買収機会の浮上も考えられる。

6. 知的財産権

EU全体で保護されていた商標・デザインなどが、何らかの経過措置が取られない限り英国では保護されなくなる。また、欧州統一特許裁判所の管轄から外れる可能性もある。

7. 個人情報保護

EUの個人情報保護を目的としたEUデータ保護指令の下では、個人情報の欧州経済領域 (EEA) 外の地域への転送が原則として禁止されており、個人情報転送に関するEUと英国の新たな取り決めが必要となる。この取り決めがなされるまでは、個人情報転送に制限が加えられる。

8. 訴訟戦略

英国での訴訟を欧州司法裁判所に付託するルートは廃止となる。また、英国の弁護士が欧州司法裁判所で訴訟の代理人を務めることができなくなる可能性もある。この他、EUで認められる秘匿特権が、英国の弁護士との通信で否定される可能性も発生する。

前例のないプロセスと離脱に向けた意見交換

EU加盟国の離脱は前例がなく、英国側もEU側も手探りの交渉が続くことでしょう。また「何も決まっていない（ように見える）」ことは、逆に言えば今後の枠組み作りに参加する機会があるという意味でもあり、企業として業界団体を通じた活動や政治家への働き掛けを行い、積極的に意見をしていく好機が訪れるかもしれません。

英国では国民投票のやり直しを求める請願が数百万人の署名を集めたり、国民投票には法的拘束力がないことから、議会は最終的にEUから離脱しないという決議をするのではないかという憶測が出たりするなど、そもそも離脱の通知を本当にするかどうかという議論もあり、まさに未知の領域に足を踏み入れた状態です。

記事提供：アジャースト法律事務所
英国法弁護士 シニア・アソシエイト 安達 知彦

(2016年6月28日作成)

Ⅱ. 米国：カリフォルニア州の最低賃金引き上げ

1. カリフォルニア州の最低賃金

2016年4月にEdmund G. Brownカリフォルニア州知事がカリフォルニア州の最低賃金を定めた法律SB3に署名し、2022年までにカリフォルニア州の最低賃金が15ドル(時給)になることが決まりました。15ドルのレベルまで最低賃金を引き上げることを州全体で決めたのは、カリフォルニア州が初となります。

2022年までは、下記の予定で最低賃金が引き上げられます。

2016年1月1日～	時給 10.00 ドル
2017年1月1日～	時給 10.50 ドル
2018年1月1日～	時給 11.00 ドル
2019年1月1日～	時給 12.00 ドル
2020年1月1日～	時給 13.00 ドル
2021年1月1日～	時給 14.00 ドル
2022年1月1日～	時給 15.00 ドル

なお、従業員が25人以下の企業の場合は、上記の予定が1年ずつ延期されます。

最低賃金が15ドルに達した後は、毎年最大3.5%まで物価上昇率に合わせて最低賃金が引き上げられます。

Exempt従業員の最低賃金は、Non-Exempt従業員の最低賃金の2倍と定められているため、下記の予定で対応する必要があります。ただし、2016年12月1日より連邦(Federal)の定める最低賃金が4万7,476ドル(年間)になる予定であることから、州の最低賃金が連邦の最低賃金を下回っている場合は、連邦の最低賃金に合わせる必要があります。

2016年1月1日～	年間 4万1,600 ドル
2017年1月1日～	年間 4万3,680 ドル
2018年1月1日～	年間 4万5,760 ドル
2019年1月1日～	年間 4万9,920 ドル
2020年1月1日～	年間 5万4,080 ドル
2021年1月1日～	年間 5万8,240 ドル
2022年1月1日～	年間 6万2,400 ドル

2. ロサンゼルス郡 (Los Angeles County) とロサンゼルス市 (Los Angeles City) の最低賃金

ロサンゼルス郡とロサンゼルス市では、2016年7月1日より下記の通り最低賃金に変更されます。従業員が26人以上いる企業の場合は、下記のスケジュールとなります。

2016年7月1日～	時給 10.50 ドル
2017年7月1日～	時給 12.00 ドル
2018年7月1日～	時給 13.25 ドル

2019年7月1日～：時給 14.25 ドル

2020年7月1日～：時給 15.00 ドル

ロサンゼルス郡とロサンゼルス市の最低賃金はカリフォルニア州の最低賃金を上回っているため、上回っている方の最低賃金に合わせる必要があります。

3. 都市ごとに最低賃金が決定するトレンド

サンフランシスコ市は早くから最低賃金、健康保険の義務化、病気休暇（Sick Leave）の義務化を提案していましたが、最低賃金については都市ごとに法律を定める動きが大変活発化しています。また、企業が従業員の働く都市をどこに置くかによって、同じ州内でも最低賃金が異なるという現象が起きています。特にカリフォルニア州は County（郡）や City（市）による最低賃金に関する法律が多く決まっています。一方でまだ審議中の都市も多い点に注意が必要です。

具体的には下表をご確認ください。

法案通過年	郡、都市名	州	最低賃金（時給）
2003年	Santa Fe	New Mexico	10.84 ドル
2003年	San Francisco	California	12.25 ドル
2012年	Albuquerque	New Mexico	8.75 ドル
2012年	San Jose	California	10.30 ドル
2013年	Bernalillo County	New Mexico	8.65 ドル
2013年	Washington	D.C.	11.50 ドル (by 2016)
2013年	Montgomery County	Maryland	11.50 ドル (by 2017)
2013年	Prince George's County	Maryland	11.50 ドル (by 2017)
2013年	SeaTac	Washington	15.24 ドル
2014年	Las Cruces	New Mexico	10.10 ドル (by 2019)
2014年	Santa Fe County	New Mexico	10.84 ドル
2014年	Mountain View	California	10.30 ドル
2014年	Sunnyvale	California	10.30 ドル
2014年	San Diego	California	11.50 ドル (by 2017)
2014年	Oakland	California	12.25 ドル
2014年	Berkeley	California	12.53 ドル (by 2016)
2014年	Richmond	California	13.00 ドル (by 2018)
2014年	Louisville	Kentucky	9.00 ドル (by 2017)
2014年	Chicago	Illinois	13.00 ドル (by 2019)
2014年	San Francisco	California	15.00 ドル (by 2018)
2014年	Seattle	Washington	15.00 ドル (by 2018-2021)

法案通過年	郡、都市名	州	最低賃金（時給）
2015年	Emeryville	California	15.00 ドル (by 2018)
2015年	Los Angeles	California	15.00 ドル (by 2020)
2015年	Portland	Maine	10.68 ドル (by 2017)
2015年	Kansas City	Missouri	13.00 ドル (by 2020)
2015年	Birmingham	Alabama	10.10 ドル (by 2017)
2015年	St. Louis	Missouri	11.00 ドル (by 2018)
2015年	Palo Alto	California	11.00 ドル (by 2016)
2015年	Johnson County	Iowa	10.10 ドル (by 2017)
2015年	Los Angeles County	California	15.00 ドル (by 2020–2021)
2015年	Mountain View	California	15.00 ドル (by 2018)
2015年	Sacramento	California	12.50 ドル (by 2020)
2015年	Lexington	Kentucky	10.10 ドル (by 2018)
2015年	Tacoma	Washington	12.00 ドル (by 2018)
2015年	Bangor	Maine	9.75 ドル (by 2019)
2015年	El Cerrito	California	15.00 ドル (by 2019)
2015年	Santa Clara	California	11.00 ドル (by 2016)
2016年	Santa Monica	California	15.00 ドル (by 2020) 15.37 ドル (by 2017 for hotels, motels & businesses within)
2016年	Long Beach	California	13.00 ドル (by 2019)
審議中	Olympia	Washington	15.00 ドル
審議中	Davis	California	15.00 ドル
審議中	Sacramento	California	15.00 ドル
審議中	Washington	D.C.	15.00 ドル (by 2020)
審議中	Pasadena	California	15.00 ドル
審議中	Palo Alto	California	15.00 ドル (by 2018)
審議中	Long Beach	California	15.00 ドル (by 2021)
審議中	Sunnyvale	California	15.00 ドル (by 2018)
審議中	San Mateo	California	15.00 ドル
審議中	Minneapolis	Minnesota	15.00 ドル
審議中	Linn County	Iowa	10.10 ドル (by 2017)
審議中	Flagstaff	Arizona	15.00 ドル (by 2021)

4. ロサンゼルス市では 2016 年 7 月 1 日より Paid Sick Leave の日数を増加

ロサンゼルス市では、2016 年 7 月 1 日より有給病気休暇（Paid Sick Leave）の日数を増加する法案が通過しました。カリフォルニア州では、年間一括で付与する場合は 24 時間あるいは 30 時間につき 1 時間の Paid Sick Leave を付与することが義務付けられ、30 時間につき 1 時間の場合は年間の使用上限を 24 時間（3 日間）、年間最大蓄積時間を 48 時間（6 日間）として、48 時間までは翌年に繰り越すことが義務付けられました。

ロサンゼルス市の新しい法律では、従業員 26 人以上の企業に対し、一括で付与する場合は 48 時間（6 日間）、30 時間に 1 時間付与する場合は年間の使用上限を 48 時間（6 日間）、最大の蓄積時間数を 72 時間（9 日間）として、72 時間までは翌年に繰り越すことが義務付けられました。

従業員 25 人以下の企業の場合は、2017 年 7 月 1 日から上記の法律が適用されます。なお、ここで言う従業員とは、週 2 時間以上勤務する従業員のことです。

5. カリフォルニア州で Paid Family Leave の収入保障額を増加

Paid Family Leave は従業員の障がい者保険（SDI : State Disability Insurance）を財源とした収入保障保険です。SDI は従業員本人が仕事以外の理由でのけがや病気により働けなくなった場合に利用でき、妊娠、出産の際に Pregnancy Disability として利用されることが多くあります。また、Paid Family Leave は従業員本人以外の家族などが病気やけがによる介護を必要とする場合に、仕事を休んだ際に付与されます。年間で最大 6 週間までですが、認められると病気やけがをする以前の平均収入の 55%まで保障されます。多く利用されるケースとしては、出産後の育児が挙げられます。カリフォルニア州では、この額をこれまでの平均収入の 55%までから 2018 年より 60~70%に増加することが決定されました。

また、サンフランシスコ市ではこの Paid Family Leave の支給額とこれまでの平均給与額（100%）との差額（45%）の雇用者負担に関する法案が通過しました。50 人以上の従業員がいる企業では 2017 年 1 月 1 日より、35 人以上の従業員がいる企業では 2017 年 7 月 1 日より、20 人以上の従業員がいる企業では 2018 年 1 月 1 日より実施されることになっています。サンフランシスコ市で成立した法案は、他の市やカリフォルニア州での同様の法案成立につながることも多くあるため、今後の動向に注目したいところです。

記事提供：Philosophy LLC 代表 山口 憲和

2000 年より米国型人事コンサルティングを行う。米国、日本、中国、台湾、タイ、インドネシア、インド等各国の日系企業に対して米国型人事制度の設計、導入、運営を支援。

2004 年からロサンゼルスに拠点を移し、米国人事に欠かせない保険のライセンスも取得し米国人事のサポートを行っている。

(2016 年 6 月 20 日作成)

Ⅲ. イラン経済の動向（経済制裁解除後を見据えて）

イラン経済は、核兵器開発疑惑に対する 2012 年の米国・EU による経済・金融制裁の強化で一時悪化したものの、2013 年 8 月に保守穏健派のロウハニ氏が大統領に就任すると、以前の強硬路線から国際社会との対話路線の方針を変更した。その結果、2016 年 1 月 16 日に国際原子力機関（IAEA）が「包括的共同行動計画（JCPOA）」で取り決められた核関連措置をイランが履行したことを確認した旨を発表し、それに基づき米国・EU が制裁を一部解除したことを契機にイラン経済の回復が期待されている。

一方、中東でのイランの影響力が大きくなることを警戒したサウジアラビアがシーア派の聖職者を処刑、その後イランでサウジアラビア大使館が襲撃されたことを機に両国は国交を断絶した。加えて、OPEC での石油増産凍結の会議にイランが欠席する等、中東地域の不安定さが石油価格ひいては同国経済の成長見通しを不透明にしている。

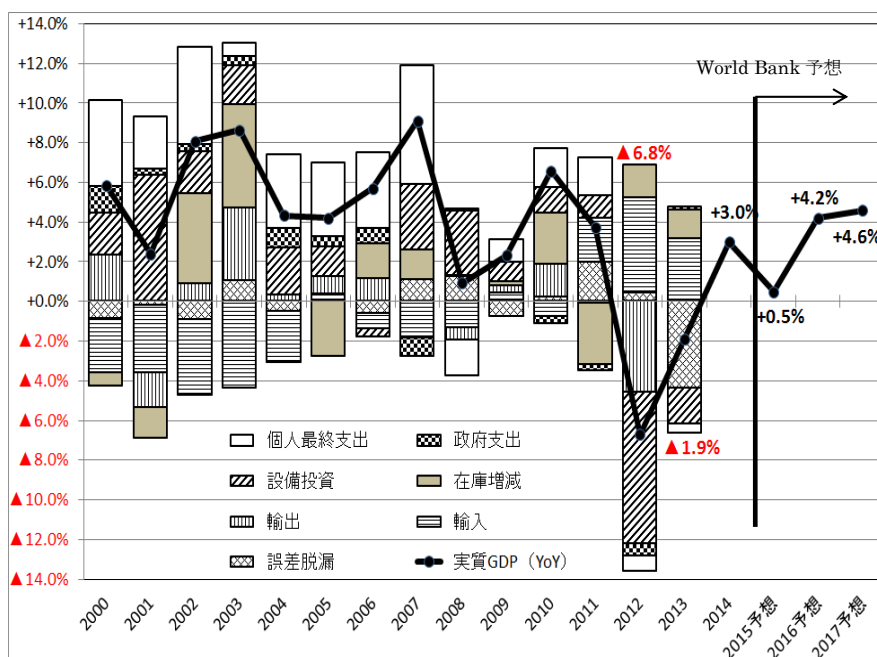
1. 現状のマクロ経済動向

2012 年の米国・EU による経済・金融制裁の強化（同国原油の欧米向け輸出の禁止、イランの中央銀行を含む 25 の同国金融機関の SWIFT による決済サービスの利用の禁止、イランの対外資産の凍結等）は、同国の最大の輸出品である原油の輸出減少と機器輸入取引の減少に伴う設備投資意欲の減退を引き起こし、同年の実質 GDP は前年比▲6.8%と 21 世紀以降最大のマイナス幅を計上した。

2013 年も引き続き実質 GDP はマイナスで推移したが、ロウハニ大統領の国際社会との対話路線方針のもと、海外ビジネス及び国内消費者の信頼度が高まったことでそのマイナス幅は縮小し、2014 年には 3 年ぶりのプラス成長に転じた（図表 1）。

2015 年は原油価格の低迷により成長率は+0.5%に鈍化したものの、翌年度以降はその後の原油価格回復と同国原油産出量・輸出量増大に伴い、成長率は+4.0%台を維持するとの見通しを世界銀行は立てている。

図表 1：イランの実質 GDP 成長率及び各項目の寄与度



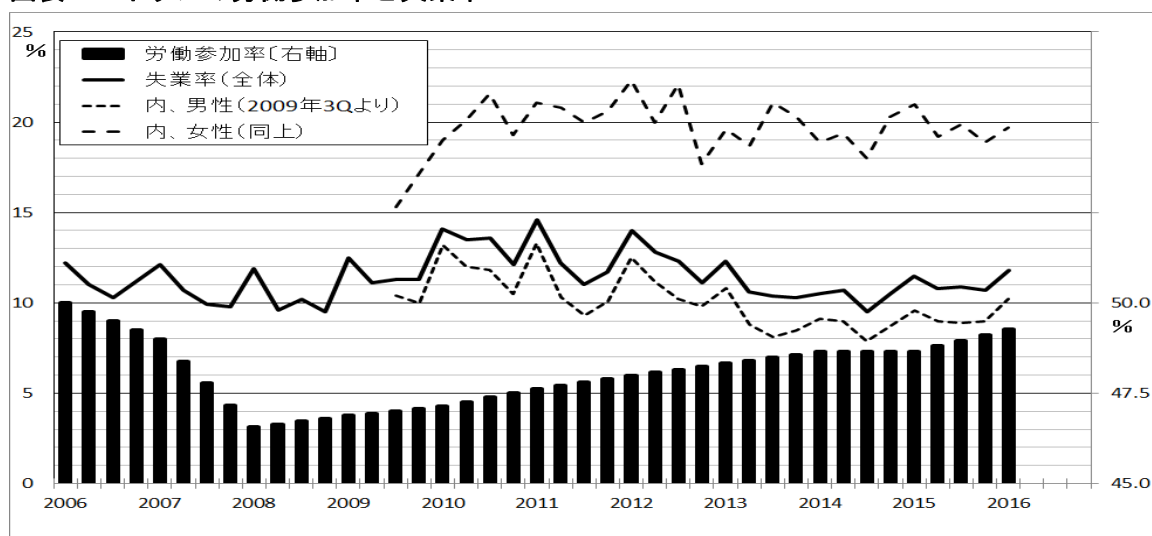
（資料：Central Bank of Iran, The World Bank のデータより国際通貨研究所作成）

一方、イラン国内の失業率は、景気回復にも関わらず高止まりしている。労働参加率はリーマンショックの2008年以降は右肩上がり回復しているが、失業率は10%台前半で推移している。特に、女性の失業率は20%前後と高い(図表2)。

イランの識字率は約85%と他の中東地域諸国と比べても遜色ない一方、特に女性の大学・短大進学率は約55%と同地域諸国よりも高い。加えて、イランの人口約80百万人のうち、これから労働市場に参入するであろう「0歳~24歳」の構成比が約42%と高く、潜在的な労働供給量(特に女性層)が大きい。

従って、主に原油を中心とした国営企業のみならず、民間企業の育成が急務であり、政府も認識は同じであるようだ。構造改革断行により今後2年間で8.5百万人の雇用を創出するとしており、その中間地点である2016年末の失業率は7.0%に低下すると見込んでいる。

図表2：イランの労働参加率と失業率

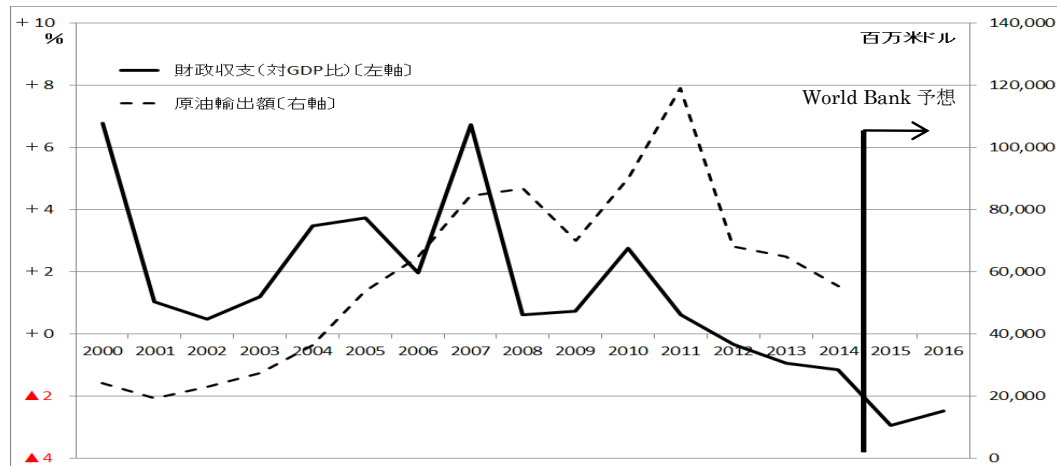


(資料：Reuter Datastream より国際通貨研究所作成)

財政収支は、2012年の米国・EUによる経済・金融制裁の強化に伴う原油輸出量の減少により同年から赤字で推移している。政府は、原油を主体とした徴税構成から脱却するべく2009年より付加価値税(VAT)を導入の上、順次その税率を上げている(2009年：3% → 2013年：6% → 2014年：8% → 2015年：9%)ものの、原油価格低迷のマイナス効果が大きく、2015年の財政赤字額(対GDP比)は▲2.9%に拡大した。ただし、公的債務残高(対GDP比)は30%台と依然低いため、ここ数年の財政赤字が同国の信用不安を募らせるようなものとはなっていない。

2016年度以降は、制裁解除に伴い原油輸出量増大による課税額の増加が見込まれるため、財政赤字額(対GDP比)は縮小に向かうと世界銀行は予想している(図表3)。

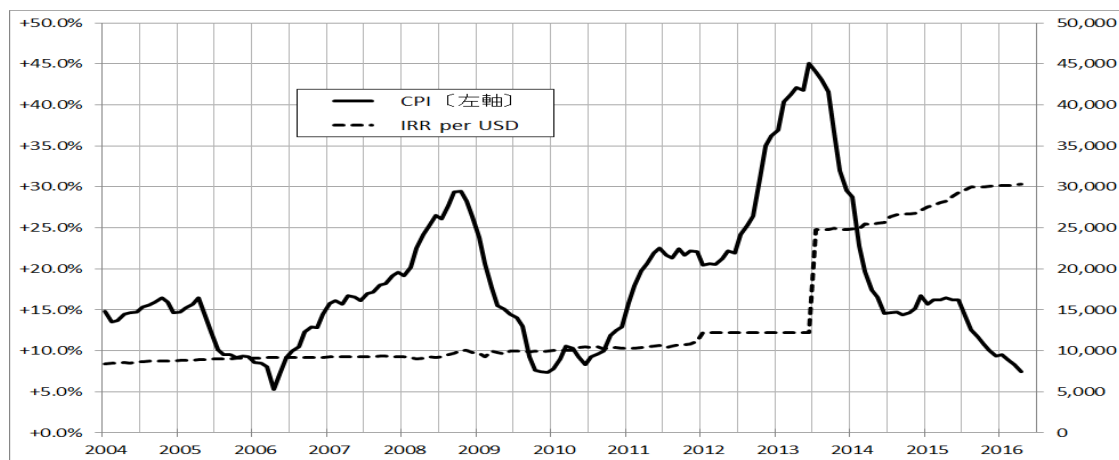
図表 3 : 財政収支と原油輸出額



(資料 : Reuter Datastream より国際通貨研究所作成)

消費者物価指数 (CPI) は、欧米の経済制裁を受けイランリアル (対米ドル) 相場が暴落したことを背景に、2013年6月には前年同月比+45.1%まで上昇した。その後、貸付政策金利の引き上げ (2015年6月に2年以上の貸付金利を15%から21%に引き上げ) と、2016年1月の経済制裁解除後の価格の安い外国製品の輸入再開に伴い、その指数の上昇率は2010年以来の1桁台に落ち着きを取り戻している (図表4)。

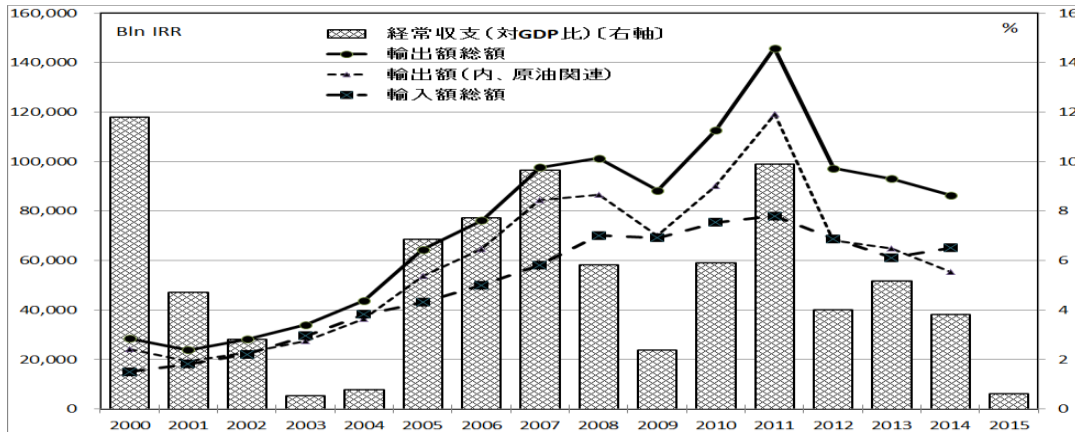
図表 4 : 消費者物価指数と為替相場



(資料 : Reuter Datastream より国際通貨研究所作成)

2015年の貿易収支額は、欧米の経済制裁の上、輸出の6割以上を占める原油及びその関連製品の価格下落による輸出不振を背景に2014年比大幅に黒字額が縮小した。これに伴い、経常収支額 (対GDP比) も2014年の+3.8%から+0.6%に下落すると予想されている (図表5)。

図表 5：経常収支と貿易収支



(資料：Reuter Datastream より国際通貨研究所作成)

2. 今後のマクロ経済の推移

経済制裁の解除及び原油価格の上昇基調により、イランの経済は回復に向かうであろう。世界銀行の計算モデルでは、原油輸出力の10%増加で同国の実質GDPを1.7%ポイント引き上げると試算している。これにより、2016・2017 両年の実質GDPは、+4.2%・+4.6%に回復すると予想している。

しかしながら、同国が策定した第6次5カ年計画にて、2016年から2020年までの平均成長率を年率8%に設定しており、それを達成するためには国営企業の民営化等の大胆な構造改革が必要となる。

消費者物価指数は、イランリアル（対米ドル）相場の落ち着きとともに安定的に推移するが、原油由来最終製品の輸入物価の上昇もあり、2016・2017 両年のそれは13.1%・11.6%と、政府目標（2016年末までに7.0%）までは低下しないと予想する。

3. 今後注視しておかなければならないリスク

最後に、イラン経済の今後のリスクとして、以下3点を挙げる。

(1) 今後の経済制裁解除のプロセスの進捗状況

2016年1月16日は、IAEAが「包括的共同行動計画（JCPOA）」で取り決められた核関連措置をイランが履行したことを確認した旨発表した日であり、その履行が完全に完了したうえで安保理決議が終了するのは2025年となる（図表6）。

図表 6：制裁解除のプロセス

(「P5+1」：国連安保理常任理事国5カ国+ドイツ)

①	暫定合意の成立	2013年 11月24日	イランとP5+1間でイラン核開発問題に係る合意JPOA（共同行動計画）が成立
②	最終合意の成立 「Finalization Day」	2015年 7月14日	イランとP5+1間でJCPOA（包括的共同行動計画）が成立
③	合意の採択 「Adoption Day」	2015年 10月18日	イランとP5+1がJCPOAの内容を承認し、採択

④	合意の履行 「Implementation Day」	2016年 1月16日	JCPOAに基づき、P5+1側が制裁解除／停止を開始
⑤	制裁の更なる解除 「Transition Day」	～2023年	JCPOAに基づき、米国は核関連の独自制裁を終了し、EUは一部の制裁を追加終了
⑥	安保理決議の終了 「UNSCR Termination Day」	2025年	安保理決議 2231号の期限満了

その間、イラン側に合意内容の不履行が発覚した場合は、制裁の再発動（スナッフバック）の虞がある。その場合、原油生産／輸出の拡大を背景としたイラン経済の復興計画が頓挫する可能性がある。

(2) 原油価格の下落

最近では、カナダの産油地域での火災、リビア港湾都市での爆破テロ、米国原油在庫減少等を背景に原油価格が上昇。WTI原油価格は1バレル当たり50米ドル近辺と今年初めに記録した最安値水準から20米ドル余り上値で推移している（6月6日現在）。

しかしながら、6月2日のOPEC総会ではイランとサウジアラビアとの溝が埋まらず、需給引き締めを目的とした原油生産量の上限の設定案に対する合意が出来ず、OPECの価格影響力の低下を露呈した。

また、採算ラインが1バレル当たり50米ドルと言われている米国でのシェール・オイル産出復活による供給過剰の可能性もあり、それらが原油価格の下げ圧力の要因となりうる。

(3) 米国利上げ等国際経済の不安定さ

米国の経済回復に伴う利上げは、イランを含めた新興国からの投資資金回収等の副作用を伴う場合がある。加えて、イラン原油の最大の輸出相手国である中国経済の減速が、イランの経済に直接的・間接的に打撃を与える虞がある。

以 上

記事提供：公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 主任研究員 志波 和幸

(2016年6月6日作成)

(編集・発行) 三菱東京UFJ銀行 国際業務部
(照会先) 高垣 恭 北村 広明
(e-mail) : hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

～本レポートに関するアンケートも実施中～
(回答時間：10秒。回答期限：2016年7月28日)
<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ia7tWh>